

2015年10月19日 全4頁

企業の政治献金に関する情報開示

OECD コーポレート・ガバナンス原則が企業の政治献金の開示に言及

金融調査部 主任研究員
鈴木裕

[要約]

- 2015年9月に改訂されたOECD コーポレート・ガバナンス原則は、企業の政治献金の開示規定に関して言及している。
- 政治団体側だけでなく企業側にも政治献金に関する情報開示をすべきとする規定を設けている国がある。米国では企業の政治献金開示を主張する声が強まりを見せている。
- わが国におけるコーポレートガバナンス・コードの見直しの際には、この点が新たな論点になる可能性がある。

OECD コーポレート・ガバナンス原則の改訂

別稿¹で紹介した通り、2015年9月に11年ぶりに改訂されたOECD コーポレート・ガバナンス原則²（以下、OECD原則）では、会社の政治献金に関する開示規定について言及している。非財務情報の開示を加盟各国に要請する中で、非財務情報の具体例として、「政治目的の寄付金」（donations for political purposes）と「対政府売上または支払」（net turnover figures or payments made to governments）を例示し、このような事項の開示を上場企業に義務付けている国もあるとの記述だ。このような事項を「開示すべき（should disclose）」とまでは記していない。従って強い要請ではないと思われるが、先進的な取り組みを目指す場合には、開示を促す方向での検討がわが国でも進められる可能性はあり得るかもしれない。

2015年3月に決定されたわが国のコーポレートガバナンス・コードは、2014年6月に公表さ

¹ 大和総研レポート「OECD コーポレート・ガバナンス原則の改訂ーガバナンスにおける株式市場の役割などの新項目の追加」鈴木裕（2015年9月11日）

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20150911_010117.html

² OECD「新しいG20/OECD コーポレート・ガバナンス原則は、信用を強化し、金融市場の機能を改善する」（2015年9月5日）

<http://www.oecd.org/tokyo/newsroom/new-g20oecd-principles-of-corporate-governance-will-promote-trust-and-improve-functioning-of-financial-markets-japanese-version.htm>

れた『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—³の中で成長戦略の一つとして位置付けられ、金融庁及び東京証券取引所が運営する有識者会議の検討を経て、策定されたものである。「コードの策定に当たっては、東京証券取引所のコーポレートガバナンスに関する既存のルール・ガイダンス等や『OECD コーポレートガバナンス原則』を踏まえ、我が国企業の実情等にも沿い、国際的にも評価が得られるものとする。」と記されている通り、わが国のコーポレートガバナンス・コードは、OECD 原則を参考に作られている。OECD 原則の改訂が、今後わが国のコーポレートガバナンス・コードに影響することが無いとは言えないだろう。

政治献金に関する開示を例示

OECD 原則では、以下の章目で政治献金の開示を例示している。

V. Disclosure and transparency (開示及び透明性)

A. Disclosure should include, but not be limited to, material information on: (以下の事項[これに限定されるものではないが]についての重要情報は開示されるべきである)

2. Company objectives and non-financial information. (会社の目標及び非財務情報)

商業的な目標に加えて、会社が、ビジネス倫理、環境、及び当該会社にとって社会問題、人権問題が重要である場合にはこれを含むその他の公共政策へのコミットメントに関する方針と実績を開示することは奨励される。こうした情報は、一部の投資家やその他の情報利用者が、会社とその会社が活動する地域社会との関係や、会社が自身の目標を実施するために如何なる段階を踏んでいるのかをより適切に評価するために重要であろう。

多くの国々では、そのような情報開示が、大企業に対しては事業報告の一部として要求されているか、または非財務情報に関する開示として自主的に行われている。これには、政治目的の寄付金が含まれることがあり、特にそのような情報が他の情報開示手段によっては容易に入手できない場合にはそうである。

いくつかの国々では、政府に対する純売上または支払額を活動ごとにまた国別の開示を大企業に求めている。

(出所)OECD 原則を大和総研研(下線部は 2004 年版からの改訂箇所として筆者が付した)

非財務情報とは、会社の経営方針や将来のビジョンなどを含めたさまざまな情報をいい、わが国でも会社ごとにさまざまな情報を自主的に発信しているし、制度的な開示規定に含まれているものもある。しかし、非財務情報は、広範な内容を含むことから、特に自主的に開示される場合には、他社比較が容易ではないうえ、数量的な把握が難しいこともあるので、時系列での比較ができないこともしばしばだ。こうした非限定的な非財務情報のうち、OECD 原則が特に政治献金を例として言及している以上は、今後のわが国におけるコーポレートガバナンス・コ

³ 首相官邸『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—(平成 26 年 6 月 24 日)

一ド改定の際には、この項目について新たに開示が求められる可能性を考えておく必要があるかもしれない。

他国における政治献金の開示

わが国においては、政治団体が同一の者から年間 5 万円を超える寄附を受けた場合は、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を政治資金収支報告書に記して提出しなければならず、この報告書は公表され閲覧可能だ。しかし、寄附をする側には、特段の開示規定は設けられていない。ある会社の政治献金の状況を調べようとするなら、多くの政治団体の政治資金収支報告書を風潰しに調べ上げる必要があり、相当な労力を要する作業になる。OECD 原則のような取り組みが進められれば、会社の政治献金を調査する負担は軽減されるだろう。

OECD 原則に記されている通り、政治献金に関する会社側の開示規定を定めている事例はあるようだ。

図表 会社による政治献金の適法性と開示規定

国名	会社の政治献金は適法か？	会社側の開示規定
オーストラリア	○	州によって異なるがニューサウスウェールズ州では開示規定あり。
ブラジル	○	選挙後に開示される。
フランス	×	会社献金が認められていない。
ドイツ	○	連邦議会への報告義務。
日本	○	会社側の開示規定無し。
オランダ	○	会社側の開示規定無し。
米国	○	政党への直接寄附は開示規定があり。非課税の言論団体・業界団体への寄附は規定無し。
英国	○	当該会社の株主総会による承認。

(出所)ICGN Guidance on Political Lobbying and Donations (2012)⁴をもとに大和総研作成

政治献金情報は投資情報となるか

非財務情報といえ、わが国では環境への取り組みであるとか、従業員福利厚生、地域社会

⁴ International Corporate Governance Network “ICGN Guidance on Political Lobbying and Donations (2012)”

との交流がイメージされやすい。しかし、OECD 原則に見るように、政府と会社との関連も、非財務情報の大きなテーマの一つであり、非財務情報開示を検討するうえでは、避けて通れなくなるのではないだろうか。この政治献金の開示問題は、現在米国で大きな関心を集めているところだ。多くの米国民衆議員が、政治献金の開示規則策定を求めている他、次期大統領候補の中には、これを公約に掲げる者⁵もいる。

投資先の会社が政治献金している場合、ある株主にとっては望ましく、別の株主には望ましくないものとして評価が分かれることがある。会社の活動の自由を広げることによって、利益が増大することが株主の利益であると考えられる株主であれば、会社の政治的な行動に賛成できる場合が多いだろう。他方、会社は政治的に中立的であるべきとする株主にとっては、政治献金は認めがたい。つまり、会社の政治献金に対する是非は、株主それぞれの視点によって異なり、それは一人ひとりの株主が判断すべきことだ。判断を下すための材料として政治献金の詳細を知ることは、視点の違いを越えて必要になるとも言えそうだ。政治献金の開示規定を置くのは、そのような理由によるものと思われる。

とはいえ、このような情報が投資判断を形成するうえで、真に利用されるものであるかはなお、疑いの余地が大きい。政治的な対立の場面に、会社を引きずり出すことになるかもしれないこの種の開示規定をどのように考えるべきか、今後問題となる可能性を秘めた OECD 原則の改訂である。

⁵ Hillary Clinton' s Proposals to Restore Integrity to American Elections
<https://www.hillaryclinton.com/p/briefing/factsheets/2015/09/08/restore-integrity-to-elections/>